

笠岡市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例

(報酬及び期末手当の特例)

第1条 笠岡市議会議員に支給する議員報酬は、笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年笠岡市条例第 号。以下「改正条例」という。)の規定にかかわらず、改正条例の施行の日から平成34年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)、改正条例の規定により支給されることとなる額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

2 議会議員に支給する期末手当の額は、特例期間において、笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成12年笠岡市条例第53号)第5条の規定にかかわらず同条の規定により支給されることとなる額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

(端数計算等)

第2条 前条の規定により減じる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

参 考

制 定 の 要 旨

笠岡市の財政状況等を勘案する中で議長，副議長及び議員の報酬及び期末手当の額の特例措置を講ずることについて必要な事項を定めるため，制定することとした。

1 報酬及び期末手当の特例（第1条関係）

報酬及び期末手当を，改正後の笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正条例」という。）に規定する額から，それぞれ100分の10を減じることとした。

期間は，改正条例の施行の日から平成34年3月31日までとした。

2 端数計算等（第2条関係）

端数計算について定めた。

3 施行期日

この条例は，平成31年1月1日から施行する。